

地方独立行政法人宮城県立こども病院給与規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人宮城県立こども病院就業規則（以下「就業規則」という。）第21条の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の常勤職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(男女同一賃金)

第2条 職員が女性であること理由として、給与について、男性と差別的取り扱いをすることはない。

(重複給与の禁止)

第3条 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

(給与の種類)

第4条 この規程で給与とは勤務に対する報酬として、職員に支給されるもので、俸給、俸給の調整額、手当、日給及び時間給とする。

2 手当は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、地域手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、業績手当及び調整手当とする。

3 この規程に定めるほか、理事長は病院の管理運営上必要な給与の支給に関する細則を定めることができる。

(給与計算期間)

第5条 給与計算期間は次のとおりとする。

- 一 俸給、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当のうち看護職員等処遇改善手当及び福祉職員等処遇改善手当、初任給調整手当、地域手当、管理職手当及び調整手当は毎月1日より末日。
- 二 前号及び次号の手当以外の手当は前月1日より前月末日。
- 三 期末手当、勤勉手当及び業績手当の締切は別に定める。

(給与の支給)

第6条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、職員から申出があった場合は、給与の全額、または一部をその者の預金への振り込みの方法によって支払うことができる。

2 法令に定めがある控除金はこれを控除する。

(給与の支給日)

第7条 給与の支給日（以下「支給日」という。）は毎月17日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- 一 17日が日曜日に当たるとき 15日（15日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、18日）
- 二 17日が土曜日に当たるとき 16日
- 三 17日が休日に当たるとき 16日

ただし、17日が月曜日の場合は、18日とする

(給与の即時払)

第8条 理事長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、本人又は権利者の請求があつたときは、7日以内に給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- 一 本人が死亡したとき
- 二 退職し又は解雇されたとき

2 前項の権利者とは、本人の死亡当時当該本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- 二 子
- 三 父母
- 四 孫及び祖父母
- 五 その他これらに準ずる者

(給与の計算)

第9条 諸給与を計算する場合において、特に定めのある場合を除き俸給には第18条の規定による俸給の調整額を含めるもの（以下「俸給の月額」という。）とする。

2 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格、昇給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

3 職員が離職した時は、その日まで給与を支給する。

4 職員が死亡した時は、その月まで給与を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与の額は日割りによつて計算する。

6 前項の日割計算は、その職員の俸給の月額、管理職手当、地域手当、初任給調整手当をその月の勤務日数で除して得た額に、その職員の実務日数を乗じて得るものとする。

7 次の各号に該当する期間、又は時間については給与を支給しない。

- 一 欠勤により所定勤務時間の全部、又は一部を休業した場合
- 二 休職期間
ただし、就業規則第28条ただし書に該当する期間を除く
- 三 争議行為によつて就業しなかつた期間

8 前項第1号及び第3号の規定により給与を減額する場合は、その勤務しない1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第2章 俸給表

(俸給表の種類)

第10条 第4条の俸給の俸給表の種類は次のとおりとする。

- (1) 俸給表（一） 別表 第1
- (2) 俸給表（二） 別表 第2
- (3) 俸給表（四） 別表 第3
- (4) 俸給表（五） 別表 第4
- (5) 俸給表（六） 別表 第5
- (6) 俸給表（七） 別表 第6
- (7) 俸給表（九） 別表 第7

(俸給表の適用範囲)

第11条 前条の俸給表の適用については、すべての職員に適用するものとし、その適用範囲は、

次に定めるとおりとする。

一 俸給表（一）

事務職員、診療情報管理士、研究事務員、医局秘書

二 俸給表（二）

技能労務職員及び各補助業務に従事する職員

三 俸給表（四）

薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士

四 俸給表（五）

助産師、保健師、看護師及び准看護師

五 俸給表（六）

医師、歯科医師

六 俸給表（七）

保育士、臨床心理士、チャイルド・ライフ・スペシャリスト、医療ソーシャルワーカー、子ども療養支援士、認定遺伝カウンセラー

七 俸給表（九）

専門研修医、後期研修医

- 2 理事長は、この規程の定めるところにより、職員の職を、いずれかの俸給表の級に格付しなければならない。

第3章 初任給、昇格及び昇給

（初任給の決定）

- 第12条 新たに職員となった者の俸給は、学歴、技能、経験年数、年齢及びその従事する業務によって級並びに号俸を決定する。
- 2 前項の決定基準は理事長が定める。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号俸は、理事長の定めるところにより決定する。

（昇格）

- 第13条 職員の昇格の基準については、別に定める。

（普通昇給）

- 第14条 職員の昇給は、毎年1月1日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に基づき、別に定める昇給区分による昇給の号俸数により行うものとする。
- 2 56歳（俸給表（二）又は俸給表（六）の適用を受ける職員にあつては58歳）以上の職員については、前項の昇給区分による昇給号俸数を2分の1に抑制する。

（昇給の特例）

- 第15条 職員が次の各号の一に該当する時は、前条の規定にかかわらず上位の号俸に昇給させることができる。
- 一 研修、表彰等による昇給
- 二 特別の場合の昇給

（昇給の制限）

- 第16条 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(実施の細目及び時期)

第17条 昇格及び昇給の実施細目については、別に定める。

第4章 俸給の調整額

(俸給の調整額)

第18条 職員が、患者に常時接する業務、病原体により汚染のおそれ著しい業務その他労働条件が特殊な場合には、その職員に俸給の調整額を支給する。

2 前項の調整額は俸給表及び職務の級に応じて別表第8に掲げる額に別表第9の調整数を乗じて得た額とする。

第5章 手 当

第1節 扶養手当

(扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。ただし、血族又は同一戸籍内にある者とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、扶養親族1人につき、次の各号のとおりとする。

- 一 前項第1号に該当する扶養親族 13,000円
- 二 前項第2号から前項第5号までに該当する扶養親族 6,500円

4 扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合、若しくは扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合には、所定の様式により理事長に届け出なければならない。

第2節 住居手当

(住居手当)

第20条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃（共益費を除く。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎に入居している職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

第3節 通勤手当

(通勤手当)

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（新幹線鉄道、高速自動車国道等の利用に係る特別の料金を含む。以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員。（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 1ヶ月の通勤に要する定期券の額とする。ただし、その額が150,000円を超えるときは150,000円

二 前項第2号に掲げる職員 次の区分に応じた額

- イ 普通自動車等（道路運送車両法第3条に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の小型自動車及び軽自動車をいう。以下同じ。）を使用する職員 普通自動車等の使用距離に応じ、次の表に掲げる額

普通自動車等の使用距離（片道）	支給月額
4キロメートル未満	2,100円
4キロメートル以上 6キロメートル未満	4,300円
6キロメートル以上 8キロメートル未満	5,200円
8キロメートル以上 10キロメートル未満	6,300円
10キロメートル以上 12キロメートル未満	7,700円
12キロメートル以上 14キロメートル未満	9,100円
14キロメートル以上 16キロメートル未満	10,500円
16キロメートル以上 18キロメートル未満	11,900円
18キロメートル以上 20キロメートル未満	13,300円
20キロメートル以上 22キロメートル未満	14,700円
22キロメートル以上 24キロメートル未満	16,100円
24キロメートル以上 26キロメートル未満	17,500円
26キロメートル以上 28キロメートル未満	18,900円
28キロメートル以上 30キロメートル未満	20,300円
30キロメートル以上 32キロメートル未満	21,700円
32キロメートル以上 34キロメートル未満	23,100円
34キロメートル以上 36キロメートル未満	24,500円
36キロメートル以上 38キロメートル未満	25,900円
38キロメートル以上 40キロメートル未満	27,300円
40キロメートル以上 42キロメートル未満	28,700円
42キロメートル以上 44キロメートル未満	30,100円
44キロメートル以上 46キロメートル未満	31,500円

46キロメートル以上 48キロメートル未満	32,900円
48キロメートル以上 50キロメートル未満	34,300円
50キロメートル以上 52キロメートル未満	35,700円
52キロメートル以上 54キロメートル未満	37,100円
54キロメートル以上 56キロメートル未満	38,500円
56キロメートル以上 58キロメートル未満	39,900円
58キロメートル以上 60キロメートル未満	41,300円
60キロメートル以上 62キロメートル未満	42,700円
62キロメートル以上 64キロメートル未満	44,100円
64キロメートル以上 66キロメートル未満	45,500円
66キロメートル以上 68キロメートル未満	46,900円
68キロメートル以上 70キロメートル未満	48,300円
70キロメートル以上 72キロメートル未満	49,700円
72キロメートル以上 74キロメートル未満	51,100円
74キロメートル以上 76キロメートル未満	52,500円
76キロメートル以上 78キロメートル未満	53,900円
78キロメートル以上 80キロメートル未満	55,300円
80キロメートル以上	56,700円

ロ 普通自動車等以外の自動車等を使用する職員 普通自動車等以外の自動車等の使用距離に応じ、次の表に掲げる額

普通自動車等以外の自動車等の使用距離（片道）	支給月額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上 15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上 20キロメートル未満	10,000円
20キロメートル以上 25キロメートル未満	12,900円
25キロメートル以上 30キロメートル未満	15,800円
30キロメートル以上 35キロメートル未満	18,700円
35キロメートル以上 40キロメートル未満	21,600円
40キロメートル以上 45キロメートル未満	24,400円
45キロメートル以上 50キロメートル未満	26,200円
50キロメートル以上 55キロメートル未満	28,000円
55キロメートル以上 60キロメートル未満	29,800円
60キロメートル以上	31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 第1号に定める額及び前号に定める額（第1号に定める額及び前号に定める額の合計額が150,000円を超えるときは150,000円）

3 通勤手当の支給を受けようとする職員は、所定の様式により理事長に届け出るものとする。

4 職員が出張、休職、欠勤、その他の事由により月の1日から末日までの全日数にわたって通勤しない時は、その月の通勤手当は支給しない。

第4節 特殊勤務手当

(特殊勤務手当の種類)

第22条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 放射線取扱手当
- 二 夜間看護手当
- 三 待機手当
- 四 分娩手当
- 五 死体処理手当
- 六 新生児医療担当医手当
- 七 看護職員等処遇改善手当
- 八 福祉職員等処遇改善手当

(放射線取扱手当)

第23条 放射線取扱手当は、診療放射線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられている放射線助手がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき又は職員が放射線管理区域内において放射線実効線量当量限度を超えた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき350円とする。

(夜間看護手当)

第24条 夜間看護手当は、外来及び病棟勤務者（看護師、又は助産師）が就業規則第8条別表に規定する準夜勤、深夜勤または夜勤に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、準夜勤にあつては勤務1回につき3,400円、深夜勤にあつては勤務1回につき3,800円、夜勤にあつては勤務1回につき7,800円とする。

3 前項に規定する業務に従事した病棟勤務者（通勤距離が片道2km未満である職員及び自動車により通勤している職員を除く。）が、深夜における勤務の交代に伴う通勤を行う場合の手当の額は、前項の定める額にかかわらず、次に掲げる通勤距離（通勤手当の設定に係る総通勤距離をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額とする。

片道5km未満	380円
片道5km以上10km未満	760円
片道10km以上	1,140円

(待機手当)

第25条 待機手当は、手術室勤務の看護師及び臨床工学技士が緊急の手術に対応するために、自宅等で待機することを命ぜられた場合に支給する。

2 前項の手当の額は、呼び出しの有無に関わらず、待機1回につき2,000円を支給する。

(分娩手当)

第25条の2 分娩手当は、次の診療科に勤務する医師が次の分娩業務に従事したときに支給する。

- 一 経膈分娩については、産科に勤務する医師
- 二 帝王切開については、産科、新生児科及び麻酔科に勤務する医師

2 前項の支給対象となる分娩は、平日の午後5時15分から午前8時30分までの間、日曜日、土曜日及び第27条第3項に定める休日に分娩した場合とする。

3 分娩手当の額は、1分娩につき10,000円とする。

(死体処理手当)

第25条の3 死体処理手当は、死体の解剖に係る補助的な作業もしくは死体の清拭その他納かん

等死体に直接接して行う作業（死産を含む）に従事したときに支給する（俸給表（六）、俸給表（九）の適用者を除く）。

2 前項の手当の額は、以下のとおりとする。

- 一 死体の解剖に係る補助的な作業に従事したとき 勤務1回につき3,200円
- 二 死体の清拭その他納かん等死体に直接接して行う作業（死産を含む）に従事したとき 勤務1回につき1,000円

ただし、同一の日において死体の解剖に係る補助的な作業に従事した場合には支給しない。

（新生児医療担当医手当）

第25条の4 新生児医療担当医手当は、医師が新生児集中治療室に入院する新生児を入院初日に担当した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、新生児1人につき10,000円を支給する。

（看護職員等処遇改善手当）

第25条の5 看護職員等処遇改善手当は、別表第10に掲げる職員に支給する。

2 前項の手当の額は、月額7,200円とする。

（福祉職員等処遇改善手当）

第25条の6 福祉職員等処遇改善手当は、別表第11に掲げる職員に支給する。

2 前項の手当の額は、月額15,000円とする。

第5節 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当及び宿日直手当

（時間外勤務手当）

第26条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を時間外勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた日が日曜日、土曜日及び第27条第3項に定める休日である場合は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の160）を時間外勤務手当として支給する。ただし、交替制勤務により日曜日及び土曜日が正規の勤務時間である場合は、前項により時間外勤務手当を支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外手当として支給する。

（休日勤務手当）

第27条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について勤務することを命じた場合には、当該休日に代わる日として、当該休日後の勤務日等を指定することができ、この場合、当該休日について休日勤務手当は支給しない。

3 前項の休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び

12月29日より1月3日までの間をいう。

(深夜勤務手当)

第28条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第29条 第26条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、看護職員等処遇改善手当、福祉職員等処遇改善手当、初任給調整手当、俸給の月額及び管理職手当に対する地域手当の月額、管理職手当及び調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから地方独立行政法人宮城県立こども病院就業規則第9条に定める職員の休日のうち、国民の祝日（土曜日に当たる日を除く。）、国民の休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間を減じたもので除した額とする。

(宿日直手当)

第30条 宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合には、次の各号に掲げる職種に応じ、その勤務1回につき、当該各号に定める手当を支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- | | |
|-----------|---------|
| 一 医師 | 21,000円 |
| 二 薬剤師 | 7,400円 |
| 三 診療放射線技師 | 7,400円 |
| 四 臨床検査技師 | 7,400円 |

2 半宿直（午後5時15分から午後11時までの宿直）又は、半日直（午前8時30分から午後0時30分までの日直）勤務を命ぜられた職員が勤務した場合には、その勤務1回につき、前項各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額の手当を支給する。ただし、勤務時間が2時間未満の場合は、前項各号に掲げる額に100分の25を乗じて得た額とする。

第6節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第31条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれに在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（その日が日曜日に当たるときは前々日とし、その日が土曜日に当たる時は前日とする。）に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員並びに基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日から基準日までの間に勤務していた期間を有する職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月及び12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|--------------|----------|
| 一 6ヶ月 | 100分の100 |
| 二 5ヶ月以上6ヶ月未満 | 100分の80 |
| 三 3ヶ月以上5ヶ月未満 | 100分の60 |
| 四 3ヶ月未満 | 100分の30 |

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、死亡し、又は育児休業をしている職員にあっては、退職した日、死亡した日、又は育児休業許可日前日現在。）において職員が受けるべき俸給の月額、扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第33条に該当する職員の職務の級に該当するものについては、前項の規定に、第33条の管理加算を加えた額を前3項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（その日が日曜日に当たる時は前々日とし、その日が土曜日に当たる時は前日とする。）に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員並びに基準日に育児休業をしている職員のうち、直前の基準日から基準日までの間に勤務していた期間を有する職員についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める成績率の割合を乗じて得た額に次項の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、この場合において、勤勉手当の総額はそれぞれの勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額を超えてはならない。

- 3 期間率は、基準日以前の勤務期間に応じて次の表に定めるとおりとする。

基準日以前6ヶ月以内の勤務期間	期 間 率
6ヶ月	100分の100
5ヶ月15日以上6ヶ月未満	100分の95
5ヶ月以上5ヶ月15日未満	100分の90
4ヶ月15日以上5ヶ月未満	100分の80
4ヶ月以上4ヶ月15日未満	100分の70
3ヶ月15日以上4ヶ月未満	100分の60
3ヶ月以上3ヶ月15日未満	100分の50
2ヶ月15日以上3ヶ月未満	100分の40
2ヶ月以上2ヶ月15日未満	100分の30
1ヶ月15日以上2ヶ月未満	100分の20
1ヶ月以上1ヶ月15日未満	100分の15
15日以上1ヶ月未満	100分の10
15日未満	100分の5

- 4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職した日又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき俸給の月額、これに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 次条の職員の職務の級に該当するものについては、前項の規定に、次条の管理加算を加えた額を勤勉手当基礎額とする。

(役職加算)

第33条 役職加算は、次表に掲げる職員の職務の級に該当する職員について、当該職員が期末手当及び勤勉手当の基準日における俸給の月額、これに対する地域手当額の合計に次表の支給割合を乗じて得た額とする。

俸給表	職 員	職 務 の 級	支給割合
(一)	職務の級	10級・9級・8級	20%
	職務の級	7級・6級	15%
	職務の級	5級・4級	10%
	職務の級	3級	5%
(二)	職務の級	5級	10%
	職務の級	4級・3級	5%
(四)	職務の級	8級・7級・6級	15%

	職務の級	5 級	1 0 %
	職務の級	4 級・3 級	5 %
(五)	職務の級	7 級・6 級	1 5 %
	職務の級	5 級・4 級	1 0 %
	職務の級	3 級	5 %
(六)	職務の級	4 級 (院長に限る)	2 0 %
	職務の級	4 級・3 級	1 5 %
	職務の級	2 級	1 0 %
	職務の級	1 級 (医長に限る)	5 %
(七)	職務の級	6 級・5 級	1 5 %
	職務の級	4 級	1 0 %
	職務の級	3 級・2 級	5 %

第7節 初任給調整手当

(初任給調整手当)

第34条 医師に採用された職員には、310,000円を上限として、大学卒業の日から35年以内の期間、その経過期間に応じた額を初任給調整手当として支給する。

2 前項の初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 地域手当

(地域手当)

第35条 地域手当の月額、俸給の月額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計に、100分の5を乗じて得た金額とする。ただし、俸給表(六)又は俸給表(九)の適用を受ける職員にあっては100分の16を乗じて得た金額とする。

第9節 管理職手当及び管理職員特別勤務手当

(管理職手当)

第36条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、病院長が指定する者について、その職務の特殊性に基づき病院長が細則を定め、理事長の承認を得て支給する。

2 前項の規定による管理職手当は、当該職員の職位並びに適用される俸給表、級及び号俸に応じた額とし、別に定める。

3 職員が月に1日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合(就業規則第20条第1号に規定する療養期間を除く。)は、その月の管理職手当は支給しない。

(管理職員特別勤務手当)

第37条 前項の規定に基づき指定された職員が、臨時又は緊急の必要等により就業規則第9条の規定に基づく休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項の規定による管理職員特別勤務手当は、病院長が細則を定め、理事長の承認を得て支給する。

第10節 業績手当及び調整手当

(業績手当)

第38条 業績手当は、当該年度の勤務成績が特に良好な職員、病院運営に顕著な貢献を行った職員に対し支給する。

2 業績手当の支給基準、支給日等、支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(調整手当)

第38条の2 調整手当は、極めて高度な専門的知識経験等を有し、その確保が特に必要と認められる職員に支給する。

2 調整手当の支給基準、支給日等、支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 臨時職員等の給与

(臨時職員等の給与)

第39条 臨時又は非常勤の任期付き職員に対する給与は、他の職員の給与との権衡を考慮し、理事長が予算の範囲内で賃金又は報酬を支給する。

第7章 休職者の給与

(病気休職者の給与)

第40条 職員が就業規則第20条第1項に規定する病気休暇期間を満了して休職となり、就業規則第28条ただし書の規定を適用する場合には、その休職期間が満1年に達するまでは、これに俸給の月額及び扶養手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、結核性疾患の場合には休職期間は満2年とする。

(普通休職の場合)

第41条 職員が、就業規則第27条第1号に該当し休職となり、就業規則第28条ただし書の規定を適用する場合には、その休職期間中これらに俸給及び扶養手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(給与の不支給)

第42条 職員が休職になった場合には、別段の定めがないかぎり、前2条の定める給与を除く他のいかなる給与も支給しない。

第8章 雑 則

(端数計算)

第43条 第9条第5項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 第29条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第26条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額、第27条の規定により勤務1時間につき支給する休日勤務手当の額及び第28条の規定により勤務1時間につき支給する夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

3 一の給与期間のうち第26条に規定する時間外勤務手当、第27条に規定する休日勤務手当及び第28条に規定する夜勤手当の支給の基礎となるそれぞれの勤務時間数の合計（それぞれの手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異なる部分ごとに各別に計算し合計）に1

時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

- 4 一の給与期間のうち欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護休業の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(期間の通算)

第44条 臨時職員より職員に採用された者で、給与の計算に当たり期間の定めのある給与の計算期間には、臨時職員であった期間も含めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 法人の成立の際に、財団法人厚生会（以下「厚生会」という。）の職員のうち宮城県立こども病院に勤務する者で、引き続き法人の職員となった者については、給与の計算に当たり期間の定めのある給与の計算期間には、厚生会の職員であった期間も含めるものとする。

附 則（平成18年9月1日改正）

この規程は、平成18年9月1日から適用する。

附 則（平成18年10月1日改正）

この規程は、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成18年11月1日改正）

法人設立初年度に限り、第32条第1項の支給は11月の基準日に一括支給とする。

この規程は、平成18年11月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日改正）

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年1月1日改正）

この規程は、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日改正）

(俸給の切替等による経過措置)

- 1 平成20年4月1日の俸給の切替日前日から引続き俸給表の適用を受ける職員であって、その者の受ける俸給が切替日前日の額（平成22年1月1日において次の各号に掲げる職員にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額とし、その額に1円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる者には、その差額に相当する額を俸給として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員（附則別表の俸給表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員でその号俸が同表に掲げる号俸であるもの、俸給表（六）及び俸給表（九）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.62

二 俸給表（一）7級以上のもの及び理事長が相当と定めた職員（俸給表（六）及び俸給表（九）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.52

- 2 第18条の規定により俸給の調整を受ける職員のうち、平成20年4月1日に受ける調整額が、同日の前日の額に達しないこととなる職員には、別表第8に掲げる調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を俸給の調整額として支給する。

一 平成20年4月1日から平成21年3月31日 百分の百

二 平成21年4月1日から平成22年3月31日 百分の七十五

三 平成22年4月1日から平成23年3月31日 百分の五十

四 平成23年4月1日から平成24年3月31日 百分の二十五

3 この規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月19日改正）

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日等）

1 第10条の規定による俸給表（別表第1から別表第7まで）及び附則の改正は、平成22年1月1日から適用する。

2 第20条、第26条及び第35条の規定は、平成22年4月1日から適用する。

3 第31条の規定は、平成21年12月1日から適用する。ただし、平成21年12月に期末手当を支給する場合においては、期末手当基礎額に100分の135を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額を支給する。

4 第32条の規定は、平成21年12月1日から適用する。ただし、平成21年12月に勤勉手当を支給する場合の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、100分の67.5を乗じて得た額を超えないものとする。

附則別表

俸給表	職務の級	号 俸
俸給表（一）	1 級	1から56まで
	2 級	1から24まで
	3 級	1から8まで
俸給表（二）	1 級	1から68まで
	2 級	1から32まで
俸給表（四）	1 級	1から52まで
	2 級	1から32まで
	3 級	1から16まで
	4 級	1から4まで
俸給表（五）	1 級	1から56まで
	2 級	1から40まで
	3 級	1から16まで
	4 級	1から4まで
俸給表（七）	1 級	1から52まで
	2 級	1から28まで
	3 級	1から4まで

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 第10条の規定による俸給表（別表第1から別表第7まで）及び附則の改正は、平成23年1月1日から適用する。

2 第31条第2項、第32条第2項及び第35条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第32条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

(法人移行職員の給与の決定)

3 宮城県職員として在職し引き続き地方独立行政法人宮城県立こども病院の職員となった者（宮城県と法人が締結した宮城県拓桃医療療育センターと宮城県立こども病院の運営主体の統合に関する合意に基づき法人が採用した者であると理事長が認めたものに限る。以下「法人移行職員」という。）の職務の級及び号俸は、別に理事長が定めるところによる。

(法人移行職員の給与の経過措置)

4 法人移行職員のうち俸給月額が平成27年3月31日に宮城県において受けていた給料月額（同日において育児休業を取得している者については、同日に復職したものとみなして算定した給料月額）に達しないこととなるものには、施行日から平成33年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に一定割合を乗じて得た額に相当する額を俸給として支給する。

5 前項の一定割合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

- (1) 施行日から平成30年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 100分の70
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成32年4月1日から平成33年3月31日まで 100分の30

(法人移行職員の俸給の調整額に係る調整数の経過措置)

6 法人移行職員のうち施行日の前日に病棟勤務を命ぜられていた看護師であって施行日以後引き続き病棟に勤務するもの

に支給する俸給の調整額は、別表第8俸給表（5）の職務の級の欄に掲げる額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める調整数を乗じて得た額とする。

- (1) 施行日から平成28年3月31日まで 1.75
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1.5
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1.25

(法人移行職員に係る期末手当、勤勉手当)

7 施行日以後、最初に行われる法人移行職員に対する期末手当及び勤勉手当に係る規定の適用に当たっては、統合日の前日までの宮城県職員としての在職期間、勤務期間及び勤務成績を法人職員としての在職期間、勤務成績とみなす。

(法人移行職員に係る扶養手当、住居手当、通勤手当)

8 施行日前に宮城県において行われた法人移行職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定については、法人において行ったものとみなす。

(派遣職員の給与)

9 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年宮城県条例第63号）に基づき宮城

県から法人に派遣された職員の給与については、この規程によるほか、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）その他宮城県の関係例規、通知等の定めるところにより算定した額又は宮城県との協議により定めた額を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 第10条の規定による俸給表（別表第1から別表第7まで）及び第34条の改正は、平成28年1月1日から適用する。
- 2 第32条の規定は、平成27年12月1日から適用する。ただし、平成27年12月に勤勉手当を支給する場合の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、100分の90を乗じて得た額を超えないものとする。
- 3 第35条の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、平成28年1月1日から平成28年3月31日までにおいて、俸給表（六）又は俸給表（九）の適用を受ける職員にあっては、100分の15.5を適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 第10条の規定による俸給表（別表第1から別表第7まで）及び第34条の改正は、平成29年1月1日から適用する。
- 2 第32条の規定は、平成28年12月1日から適用する。ただし、平成28年12月に勤勉手当を支給する場合の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に、100分の90を乗じて得た額を超えないものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 第10条の規定による俸給表（別表第1から別表第7まで）及び第34条の改正は、平成30年1月1日から適用する。
- 2 第32条の改正は、平成29年12月1日から適用する。ただし、平成29年12月に勤勉手当を支給する場合の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額を超えないものとする。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例等）

- 3 第19条の改正は、平成30年4月1日から適用する。ただし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第19条第3項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については、1人につき月額6,500円、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき月額10,000円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族については、月額10,000円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうちの1人については、10,000円）、同項第三号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうちの1人については、9,000円）」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 第10条の規定による俸給表（別表第1から別表第7まで）、第23条及び第30条の改正は、平成31年1月1日から適用する。
- 2 第31条の改正は、平成30年12月1日から適用する。ただし、平成30年12月に期末手当を支給する場合の期末手当の総額は、期末手当基礎額に100分の137.5を乗じて得

た額を超えないものとする。

3 第32条の改正は、平成30年12月1日から適用する。ただし、平成30年12月に勤勉手当を支給する場合の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額を超えないものとする。

4 第21条及び第29条の改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 第10条の規定による俸給表（別表第1から別表第7まで）の改正は、令和2年1月1日から適用する。

2 第32条の改正は、令和元年12月1日から適用する。ただし、令和元年12月に勤勉手当を支給する場合の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の97.5を乗じて得た額を超えないものとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第31条の改正は、令和2年12月1日から適用する。ただし、令和2年12月に期末手当を支給する場合においては、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額を支給する。

附 則

(施行期日等)

第31条の改正は、令和3年12月1日から適用する。ただし、令和3年12月に期末手当を支給する場合においては、期末手当基礎額に100分の112.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額を支給する。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。ただし、第22条及び第25条の6の改正規定は、令和4年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 第10条の規定による俸給表（別表第1及び別表第3から別表第7まで）の改正は、令和5年1月1日から適用する。

2 第32条の改正は、令和4年12月1日から適用する。ただし、令和4年12月に勤勉手当を支給する場合の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の105.0を乗じて得た額を超えないものとする。

附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和5年7月1日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第10条の規定による俸給表（別表第1から別表第7まで）の改正は、令和6年1月1日から適用する。
- 2 第31条及び第32条の改正は、令和5年12月1日から適用する。ただし、令和5年12月に期末手当を支給する場合においては、期末手当基礎額に100分の125.0を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額を支給し、勤勉手当を支給する場合の勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の105.0を乗じて得た額を超えないものとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第21条の改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和7年4月1日から施行する。
(号俸の切替え)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の給与規程（以下「旧給与規程」という。）別表第1から別表第7までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（同表において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。
(扶養手当に関する経過措置)
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第2項ただし書き中「血族」とあるのは「配偶者以外は血族」とし、同項第5号の次に「6 配偶者（届出をしないが事実上婚姻状態にある者を含む。）」を加え、同条第3項第1号中「13, 000円」とあるのは「11, 500円」とし、同項第2号の次に「三 前項第6号に該当する扶養親族 3, 000円」を加える。